

○九州地方整備局告示第231号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成26年11月26日

九州地方整備局長 金尾 健司

第1 起業者の名称 熊本県

第2 事業の種類 県道荒尾南関線改築工事及び県道平山荒尾線改築工事（熊本県荒尾市大字本井手字櫛畑地内から同市大字平山字塩井川地内まで）並びにこれに伴う市道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 熊本県荒尾市大字上井手字柳ノ浦、字東ノ浦、字上人原、字栗山及び字淵山並びに大字平山字大坂、字外鴻巣、字外園、字毘沙門前、字大蔵及び字市場地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、熊本県荒尾市大字本井手字櫛畑地内から同市大字平山字塩井川地内までの延長2,154mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道荒尾南関線改築工事及び県道平山荒尾線改築工事並びにこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「県道荒尾南関線改築工事及び県道平山荒尾線改築工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、また、本体事業の施行により機能が失われる市道の従来機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

県道荒尾南関線及び県道平山荒尾線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定に基づき熊本県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により熊本県が道路管理者となることなどから、起業者である熊本県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

県道荒尾南関線は、熊本県荒尾市内の一般国道 208 号との接続点を起点とし、同県玉名郡南関町内の一般国道 443 号との接続点を終点とする総延長約 18.6 k m の幹線道路である。

県道平山荒尾線は、熊本県荒尾市内の県道荒尾南関線との接続点を起点とし、同市内の一般国道 208 号との接続点を終点とする総延長約 5.3 k m の幹線道路である。

本路線は、熊本県北西部における物流や観光振興に寄与する路線であり、地域住民の通勤、通学等の日常生活を支える道路としての役割も果たしている。

また、県道荒尾南関線は、「熊本県地域防災計画（平成 26 年度）」に基づく第一次緊急輸送道路に指定されている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路法第 30 条第 3 項の規定に基づく熊本県が管理する県道の構造の技術的基準等に関する条例（平成 25 年熊本県条例第 25 号。以下「条例」という。）に定める道路幅員及び最小曲線半径を満たさない区間が存在するほか、交通事故も発生するなど、安全かつ円滑な交通が阻害され、幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

また、現道は、一部にしか歩道が整備されていないことから、歩行者が危険な状態にさらされている。

本件事業の完成により、現道の幅員狭小区間等を解消し、歩道を備えた新たな道路が整備されることから、安全かつ円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で環境影響への調査等を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足すると予測されており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、排水性舗装を設置することにより環境基準を満足すると予測されていることから、起業者は本件事業の施行にあたり、当該措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）により、起業者が保護のため特別の措置を講じるべき動植物は確認されていない。

また、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧 I B 類として掲載されているブッポウソウ、ツマグロキチョウ、絶滅危惧 II 類として掲載されているカスミサンショウウオ等が確認されている。ブッポウソウ及びカスミサンショウウオについては、施工地内に営巣は確認されておらず、周辺に同様の生息環境が広く存することなどから、ツマグロキチョウについては、施

工地内への飛来が確認されているが、食草が周辺に広く存することなどから、それぞれ影響は小さいとされている。

植物については、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているタイワンスゲが施工地外で確認されているが、起業者は、工事による改変箇所では生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、起業者は、熊本県教育委員会と協議を行い、必要に応じて適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、線形等の良好な道路を整備し、安全かつ円滑な交通を確保することを主な目的として、条例による第3種第2級の規格に基づき、2車線の道路を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間における事業計画については、現道北側案（以下「申請案」という。）と、現道活用案及び現道南側案の3案について検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、申請案は他案に比べ取得必要面積が多いものの、宅地及び支障物件は最も少ないこと、バイパス工事であるため交通規制や安全対策といった制約が小さく施工性に優れること、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う市道付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は幅員狭小区間が存在する等安全かつ円滑な交通が阻害されていることから、できるだけ早期に本件区間の整備を図る必要があると認められる。

また、荒尾市長等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所 熊本県荒尾市役所